

令和 8 年 1 月 9 日

電話でお金詐欺等被害の未然防止に向けた A T M 取引制限について

長野県 J A バンク（県下 J A および長野県信連）では、特殊詐欺の未然防止に向けた取組みとして、平成 30 年 4 月より、一部のお客さまを対象に A T M におけるお取引（出金、振込、振替）の制限を実施させていただいております。

昨今、全国的に電話でお金詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、犯罪グループが公的機関等を騙り、高齢者の方からキャッシュカードを詐取、暗証番号を聞き出し、A T M からお金を引き出す被害が発生するなど手口は巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回新たに対象となるお客様につきましては、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 取引制限概要

対象年齢	お取引状況	制限内容 (A T M による 1 日あたり のご利用限度額)
70 歳以上	① <u>過去 2 年間※1 A T M で 1 日あたり 30 万円以上の出金（振替、振込を含む）をしない口座</u>	<u>出金（振込、振替を含む）限度額</u> <u>30 万円</u>
	② <u>過去 2 年間※1 A T M でキャッシュカードを利用した振込をしていない口座</u>	<u>A T M 振込限度額</u> <u>0 円</u>

※1 該当期間：令和 5 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日

2. 利用制限開始日

令和 8 年 2 月 19 日（木）

3. その他

対象となるお客様で、利用制限を希望されないお客様は、お取引のある J A 店舗窓口までお申し出ください。